



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会社名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 学
(コード番号：3362 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 山口 実
電話番号 03-3626-2341

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に、下記の通り、「定款一部変更の件」について付議する決議を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の経営基盤の強化のために、現行 6 名以内としている取締役の定員数を 9 名以内に増員するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該定めを削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定め及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

③ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(3) 上記に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、「別紙」に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 26 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 26 日 (木)

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式 (削 除)
(株券の発行)	(自己の株式の取得)
第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。 (自己の株式の取得)	第 7 条 (現行どおり)
第 8 条 (条文省略)	(単元株式数)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。	
2 当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第 12 条 ↳ (条文省略)	第 11 条 ↳ (現行どおり)
第 19 条	第 18 条
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第 20 条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
第 21 条 ↳ (条文省略)	第 20 条 ↳ (現行どおり)
第 46 条 (新 設)	第 45 条 (附則)
	第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。